

# 安全報告書

アジア航測株式会社

第 62 期

(2008 年 10 月～2009 年 9 月)

本報告書は航空法第 111 条の 6 及びこれに基づく航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 に基づいて作成いたしました。

(1) 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針に関する事項（規則第 221 条の 6 第 1 号）

### アジア航測の「経営理念」

- ・ 事業は人が創る新しい道である
- ・ 事業は永遠の道である
- ・ 事業は人格の集大成である
- ・ 事業は技術に始まり営業力で開花する
- ・ 事業は社会のために存続する
- ・ 事業はより高い利益創造で発展する

アジア航測は、この経営理念を掲げると同時に、「アジア航測グループ役職員行動規範（2009 年 4 月改訂）」に基づいて、全グループあげて安全確保とコンプライアンス遵守を推進しています。

また、会社方針として、環境方針、品質方針、及び情報セキュリティ方針を掲げております。

### 航空部の「安全理念」

- ・ 安全への道程は一人一人の危機意識確立から始まる
- ・ 安全にこれで良いという事象は存在しない
- ・ たった一つの遠慮がエラーチェックへの道を閉ざす

航空部は「アジア航測グループ役職員行動規範」を受けてこの安全理念を掲げ、以下のモットーで航空作業の安全確保を目指します。

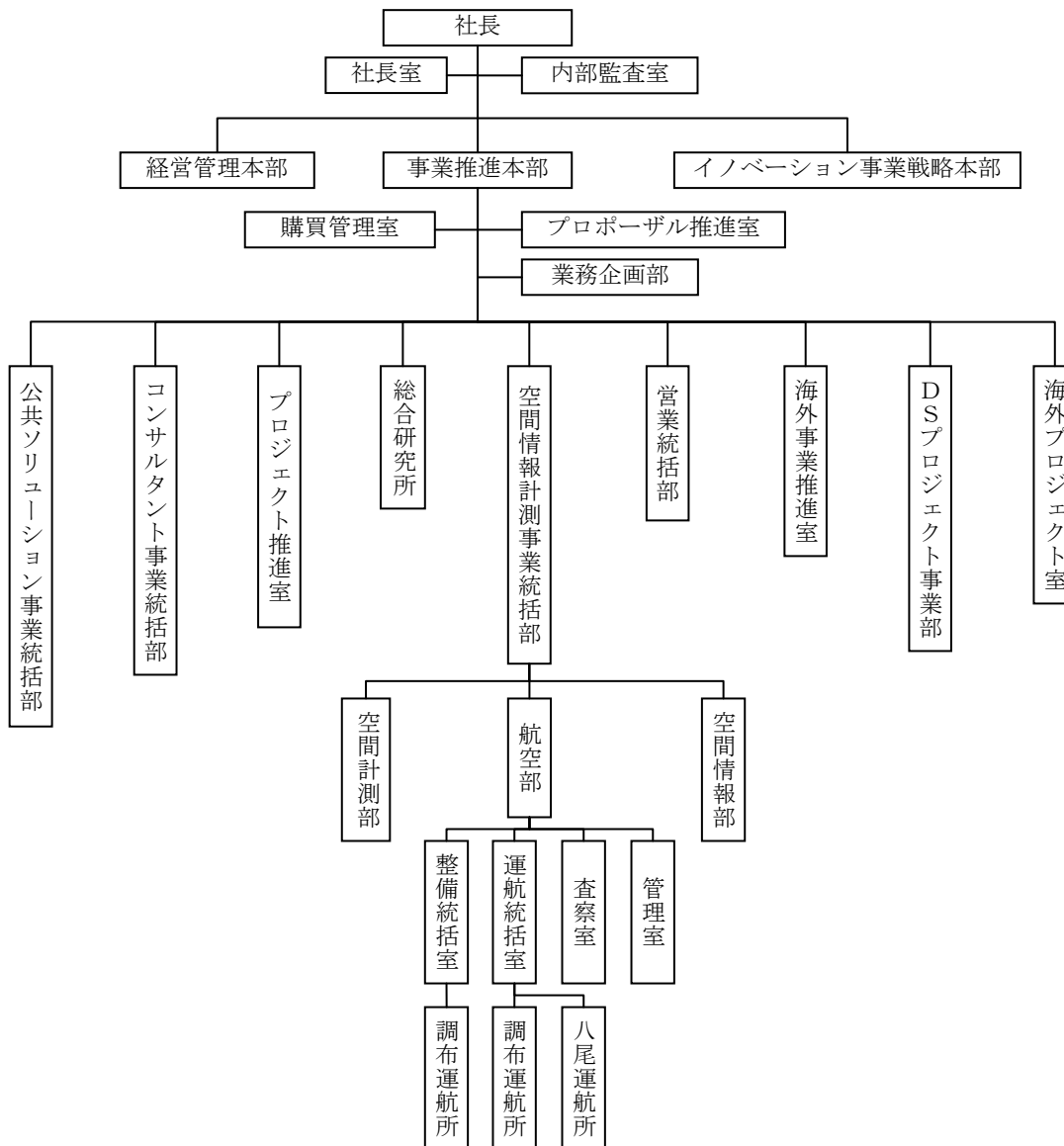
#### 航空部安全標語

「いつでも、どこにでも口をあけている危険に対し、ひとりひとりが最大限の注意力と自覚をもって対処し、限りなく安全への道に近づくよう努力しよう。」

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項（規則第 221 条 6 第 2 号）

①安全確保に関する組織図及び人員に関する情報

イ) 全体及び安全確保に関する組織の組織図



ロ) 各組織の機能・役割

航空部：自社航空機の運航・整備及び運航管理業務を行い、航空機を使用した全国の撮影業務等の特殊飛行を行う。

ハ) 各組織における人員

航空部：9人

二) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

航空機乗組員	7名
客室乗務員	0名
整備従事者	8名

ホ) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

運航管理担当者	14名
有資格整備士	8名

②日常運航の支援体制

イ) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理の係る定期訓練及び審査の状況

「運航規程審査要領：空航 58 号」、「整備規程審査要領：空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の認可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第 68 及び 69 号」により定められており、これに従い実施しております。これら前述の審査要領については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

・同上

ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

・各部門から独立した上位の機関としての航空機運航安全推進委員会を設置し、全社の安全管理体制に関しての問題点、及び必要な改善策等を討議し、航空機運航に係る安全管理体制の継続的な改善を図っています。

各部署においては安全推進会議を実施し、他社で発生した事故・重大インシデント情報等を収集の上分析し、自社での防止策を講じています。また、自社で発生した不安全事項、不具合事項、インシデント等を分析し、再発防止策を講じています。

③使用している航空機の情報

イ) 保有している航空機の機種

1. ガルフストリーム・コマンダー式 695 型 (AC95)
2. セスナ式 TU206G 型 (C206)
3. セスナ式 208 型 (C208)
4. ビーチクラフト式 C90A 型 (BE9L)

ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間

機種	数	座席数	平均年間飛行時間
AC95	2	7	210 時間
C206	1	5	210 時間
C208	2	9	85 時間
BE9L	1	8	5 時間

\*) C208 及び BE9L は 2009 年 6 月に導入

ハ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢

機種	平均機齢	導入開始時期
AC95	28 年	1995 年導入
C206	30 年	1980 年導入
C208	20 年	2009 年導入
BE9L	18 年	2009 年導入
全体	24 年	—

④運航状況に関する情報

イ) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数。

・該当せず

(3) 法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項（規則第 221 条の 6 第 3 号）

イ) 総件数

・2 件

ロ) 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）の概要及び対応状況

・0 件

ハ) トラブルの種類、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

・上記 イ) 2 件

トラブルの種類	機種別	内容 (ASIMS 事態番号)
航空機の構造が損傷を受けた事態	Gulfstream Commander 式 695 型	ノーズ・ランディング・ギア・ステアリング・シリンダー取付ブラケットのボルトの破断 (ASIMS 事態番号 09-1)
		アンチ・コリジョン・ライト・カバーの損傷 (ASIMS 事態番号 09-2)

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項(規則第 221 条の 6 第 4 号)

1) (3) の航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

上記(3)ハ)に記載した 2 件の再発防止措置

・ ASIMS 事態番号 09-1 について

- ① 同型機同部位の点検及び該当部品の交換実施
- ② 専門機関へ破断部品の調査依頼
- ③ 航空機地上取扱(牽引中)の注意事項を再度周知
- ④ 当該破断部位についての点検を定時点検項目へ追加

・ ASIMS 事態番号 09-2 について

- ① 訓練担当操縦士に対し、訓練時の注意事項等の再確認座学実施
- ② 訓練生に対し座学の再実施
- ③ 訓練担当操縦士全員に対し適切な教育が実施されるよう周知

2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

・なし

3) ①及び②以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

- ・ 運航乗務員及び運航管理担当者に対し各空港における使用要領・制限等の再確認
- ・ 各運航所所在の空港及び飛行場の制限区域に関する安全管理規定等の再教育

4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組等の実施状況、安全上のトラブル発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

- ・ 2008 年 10 月に「航空機運航に係る安全管理規定」を制定し、これに基づき安全管理者の選任、航空機運航安全推進委員会の設置等を行い、安全管理体制の構築が行われております。今事業年度においては、数件のトラブルが発生しましたが、適切に対応し再発防止に努めております。

5) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

- ・引き続き安全運航を継続するために、経営トップを含めた安全へのコミットメントと安全教育の充実に努めます。
- ・安全管理規定を施行し、これに基づきより組織的な安全管理体制を構築していきます。

以 上